**校内支援体制状況確認票作成について**

別添①

大阪府教育庁教育振興室支援教育課

|  |  |
| --- | --- |
| １．目的 | 小・中学校等の校内支援体制状況を確認することによって、今後の支援教育地域支援整備事業のめざすべき姿を明らかにし、PDCAサイクルを機能させるための指標とする。  さらに、各データを分析し、有識者会議において学識等に意見を聴取し、課題解決を図る。 |
| ２．提出物 | 「校内支援体制状況確認票」 |
| ３．作成方法 | 自校園等の校内支援体制について、ご回答ください。  校内支援体制状況確認票に記載の「面の支援」①～④のa～dの項目について、自校に当てはまるものに〇をつけてください。各設問の最後の項目については、実態に応じて選択をしてください。  本確認票については、支援教育コーディネーター等が記入していただいても構いませんが、所属長が確認のうえ、所属長の名前でご提出ください。 |
| ４．提出方法 | 教育相談票提出時及び年度末\*までに教育庁担当課を通じて校内支援体制状況確認票を支援教育課へ提出してください。（１校につき初回相談時及び年度最終相談時の2回提出）  1回め：教育相談票提出時  \*２回め：2学期までに最終相談終了⇒12月28日締切  3学期に最終相談終了　　⇒ ３月22日締切  １回の相談で終了　　　　⇒ 3月22日締切 |
| ５．活用方法 | 今後の支援教育地域支援整備事業のあり方を検討するとともに、好事例を発信し、小中学校等が個々の幼児児童生徒の障がい状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことができるよう、個の支援から面の支援の広がりをめざす。 |

＜根拠＞

【学習指導要領】

**幼稚園教育要領第１章第５節１**

**小学校学習指導要領第１章第４の２の（１）のア**

**中学校学習指導要領第１章第４の２の（１）のア**

**高等学校学習指導要領第1章総則第5款２（１）ア**

上記、学習指導要領等において、障がいのある幼児児童生徒については、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児児童生徒の障がい状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うことが示されている。